

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【保健学研究科（博士後期課程）】

保健学研究科（博士後期課程）では、以下の能力を身に付けているものに対して、人材養成の観点に立った本研究科の教育目標に沿って、学位授与の方針（ディプロマポリシー）を定めて、以下に該当する者に対して、学位（保健学）を授与します。

- ・科学的根拠に基づいた保健学を実践・発展させていく上で不可欠な、未解明の“エビデンス”を探究・蓄積できる能力を修得していること。
- ・“エビデンス”の探究に向けて、学際的連携や多専門職による職種を越えた協働・研究を展開し、自らの専門性を深化・発展させる能力を修得していること。

保健学研究科（博士後期課程）では、上述の到達目標に加え、領域別に以下の内容を修得していることを求めます。

（看護学領域）

- ・看護学の幅広い学識と高度な専門知識と倫理性を深め、教育・研究者として独創的・学際的な研究を自律的に進め、人々の健康を保持増進し、生活の質(QOL)向上に向けて科学的根拠に基づき実践できる能力

（放射線技術科学領域）

- ・人間の“生命活動”に係わる生体情報や生体機能について、科学的解析手法を駆使してエビデンスを追究し、サイエンスとしての放射線科学の更なる深化を図るとともに、今日的な保健医療の課題に対して、職種の枠を越えて相補的に連携・協働し、特定領域に縛られない新しい発想と創造的思考力

（生体検査科学領域）

- ・生体分子の機能や病態の解析について独創的で質の高い研究を遂行することに意欲があり、高度な専門性と倫理観を有し、人類の健康と幸福に貢献するために、国内外で活躍できる能力

（総合リハビリテーション科学領域）

- ・理学療法学及び作業療法学を基盤としたリハビリテーション科学領域の幅広い学識と高度な専門知識および倫理性を有し、人々の健康の維持・増進、運動・精神障害の予防と軽減、生活の質(QOL)の向上を目的とした科学的根拠に基づくリハビリテーション(Evidenced Based Rehabilitation)を実践・発展させていく上で不可欠な、“未解明のエビデンスの探究・蓄積”ができる能力